

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会
第2回明日香村小委員会

平成21年2月10日

【事務局】 大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会、第2回明日香村小委員会を開催させていただきます。

本日は全委員にご出席いただきました。まず配付資料でございますが、皆様のお手元に一覧表とともに資料1から4、並びに参考資料の1から3をお配りしてございます。また、各委員並びに事務局の一部には、1月6日に実施いたしました現地視察の視察のポイント、あわせて行われまして意見交換会の議事録とともに、第1回明日香村小委員会でもお配りいたしました明日香村に関する基礎資料を補足資料として配付させていただいております。ご確認をいただきまして、過不足がございましたら申し出ていただきたく存じます。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き報告・議事に進みたいと思います。これからの議事進行は委員長にお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願い申し上げます。

すみません。それから、ご発言いただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただきまして、発言終了の際にはスイッチをオフにさせていただきようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは早速入りたいと思いますが、まず、今日は報告事項として先般実施しました現地視察は、関係の皆様は準備が大変だったと思いますが、大変有意義な視察になりました。ありがとうございました。この現地視察についてご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、現地視察の結果を報告させていただきます。資料2の1枚紙、それと委員の皆様方のお手元に「明日香村小委員会現地視察 視察のポイント」というつづりがあります。こちらのほうでございますが、今委員長からご紹介がありましたように、明日香村の現況をご確認いただくため、去る1月6日、本小委員会の現地視察を実施いたしました。第1回小委員会でお示しした資料、おおむね、景観の維持・向上、それから地

域振興、農林業振興、文化財の保存活用といった分野に分類できると想定されますので、いただいたご意見等を加味いたしまして視察場所を選定させていただきました。半日で16カ所という駆け足の視察コースでありましたが、おおむねの状況はご確認いただけたと思います。視察場所は、今のつづりにございます、1ページからずっと写真入りで概要をご紹介します。

なお、最後の視察ポイントであります県立の万葉文化館におきまして、同館の中西進館長にもご臨席いただきまして、短時間ではございましたが、有意義な意見交換会を開催いただきました。

個々の視察場所の説明は割愛させていただきますので、適宜ご参照いただければと思います。

以上でございます。

【委員長】 ただいま資料2に基づきましてご説明がありましたが、何かご質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。さてそこで、議事の(1)でございますが、現地視察資料等の取り扱いについてという議事を設けました。これにつきましてはどういうことかと申しますと、この現地視察とともに実施されました意見交換会の議事録の取り扱いについてお諮りしたいということでございます。

この当該意見交換会につきましては、議事録は非公開とさせていただく予定でした。しかし、万葉文化館の中西館長、この方は文化功労者で大変著名な文化人でございますけれども、のご参加をいただいたり、大変有意義な意見交換会となりまして、それで、そのときの意見交換はこの小委員会の審議にも大変有意義ではないかなと考えまして、お手元に今ございますように、当然ながら公開を前提としないで作成した段階ですので、まだ未定稿という形になりますけれども、このような形の議事録を各委員の皆様にもう一回少し内容確認もいただいた上で、できましたら公開できないかということでございます。中西館長に対しまして事前に実はご意向を伺っておりまして、支障ないということで既にご連絡いただいております。そこで皆様にお諮りしたいと思うんですが、いかがでしょうか。議事の公開についてはその都度この小委員会で皆様のご意見を伺って決めると、そういう性格のものだと思いますので、率直なところをご発言いただければと思いますが、いかがでございましょう。前回ご参加いただいた方から何か、そのときの感想を含めてでも結構でございますが。じゃどうぞ。

【A委員】 特に問題ないと思いますので、私は。

【委員長】 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

じゃ、再度ちょっと事務的なことについてはもう一度確認をとる手続をとったほうがよろしいですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 じゃ、せっかく有意義な意見交換会でしたので、議事録を改めて参加した委員の方々のご確認、また事務局等ご発言もございましたので、それぞれでご確認いただいた上で、この意見交換会を実施したということを含めてホームページで公開していくと、そのように措置にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

ではそういうことで、中西館長からも大変いろいろ重要なご示唆をいただきまして、我々にとって大変有意義だったと思っております。また、ご参加いただけなかった委員の方々にもぜひご参照いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さてそこで、事務局から一旦、議事録案確認の連絡が行くということでよろしいですか、確認のための。通常どおりの。

【事務局】 はい。

【委員長】 では、通常の小委員会に準じまして事務局から改めて事務局で作成した議事録案について、一度ご参加いただいた委員の方々に加筆修正等についての照会が行きまして、それが終わった後で本小委員会の資料のホームページでの公開とあわせて資料番号を付して公開させていただくと、そのようなことにさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ご理解いただきましてありがとうございました。以上が(1)の議事でございます。

さてそこで、本題に入りたいと思ひますが、(2)でございます。論点の整理でございます。前回の小委員会での指摘事項を踏まえまして、事務局から資料3を説明していただいた後に各委員の皆さん方からご意見、ご質問などをいただきまして、その後資料4、論点メモについて事務局からご説明いただければと思ひます。それでは、事務局からご説明をお願ひいたします。

【事務局】 では、資料3 - 1から3 - 7まで一通り説明させていただきます。非常に資料の種類が多いので駆け足の説明になってしまいますが、ご了承をいただきたいと思います。

まず資料3 - 1でございますが、こちらは第1回明日香村小委員会における各委員からのご指摘等をまとめたものでございます。別途資料で議事録、その本体は本日もおつけしておりますが、主なご指摘をこのようにまとめさせていただきました。まとめるに当たりましては、後ほど説明いたします資料4の論点メモの項目に沿って整理させていただいております。本日は時間の都合上もありますので個々に説明はいたしません、適宜ご参照いただければと存じます。

では続きまして資料3 - 2でございます。資料3 - 2から資料3 - 7までは、前回、第1回の小委員会では、明日香村の現況を説明するために多岐にわたる分野におきまして基本的データを中心として配付させていただきました。今回は、前回いただいたご意見、そして現地視察、その際の意見交換会時のご意見等の状況を踏まえまして、前回の資料を補足するというような資料を準備させていただいております。

それでは、早速資料3 - 2でございます。資料3 - 2は整備計画等についてまとめております。まず整備計画1ページ目でございます。ご案内のとおり、明日香法に基づきまして10年ごとに明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画、こちらを奈良県が作成してきておりまして、進めてきております。現在、平成12年度から21年度までを期間とする第3次整備計画の期間でございます。

1ページ目の上のグラフに過去の計画との進捗状況の比較をしております。第3次計画の進捗状況見込みは、事業費ベースで計画額に対して約48%となっております。グラフの青い部分が計画額、小豆色の部分が実績額となっております。過去と比べると、計画額と実績額、乖離があるのはあるんですが、これは第3次計画、過去の計画に比べまして地元調整等に時間を要する事業の割合が高かったこと、それからコスト縮減など事業内容の精査を行ったもの、それから、全国的な傾向であります、公共事業をめぐる状況の変化、それから高齢化人口等の進行といったような背景があるものと考えております。

以降11ページまで各分野ごとに、それぞれの計画に掲載している事業の進捗状況を簡単に掲載しております。

12ページをお開きいただきまして、12ページでございますが、明日香村整備基金でございます。この整備基金、法律の第8条に基づいて、この資料12ページの上を書いて

ございます第1号から第3号の事業にその基金の運用益を充てて使われているといったようなものでございます。1号から3号をざっとごらんいただくと、いわばこの基金、住民生活の安定、それから利便増進及び歴史的風土の凍結的な維持保存を図るための基本的・根幹的な事業に充てられるというように言えるような性格のものでございます。

例えば2号事業におきまして、土地の形質、建築物、形態等を歴史的風土と調和させるための事業とございますが、こちらにつきましてどういう使われ方をしているかというのをご紹介いたしますと、村の世帯数、現在約2,100世帯あまりありますが、これまでに約1,500軒の家屋に2号事業が適用されてきているといったような状況で、非常に建築物と景観の維持にその役割を果たしてきていると言えると思います。

それから、駆け足で申しわけありませんが、17ページをお開きいただきますと、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金でございます。この交付金、その名称のとおり、歴史的風土の創造的活用の促進を図るために平成12年度から設けられている制度でございます。先ほどの基金が基本的・根幹的な事業を対象とするのに対しまして、こちらは村の創意工夫を生かした創造的活用につながる事業を対象としたものでございます。資料では17ページ以降、一部の取り組みをご紹介いたしております。例えば史跡地の周辺整備、それからオーナー制度の推進・支援等に使われてきているというようなものでございます。

それから、続きまして資料3-3でございます。資料3-3からまた個別の各分野をフォローするといったような資料を準備させていただいておりますので、個別ちょっとばらばらといったような印象を受けるかもしれませんが、そこはご了解いただきたいと思ます。

まず資料3-3、3ページから4ページにわたりまして明日香村全体の土地利用についてでございます。3ページの表にございますように、明日香村では明日香法に基づきまして第1種、第2種の歴史的風土保存地区に大別されております。都市計画といたしましては市街化区域、市街化調整区域に線引きされております。奈良県の風致地区条例に基づきまして、歴史的風土保存地区をフォローアップするような形で風致地区が設定されているといったような面的な規制がなされております。スポット的には国営公園、文化財等があり、その他、農振法等による区域設定がなされているといったような状況です。

これを色別に分けたものが4ページの図でございます。市街化区域2カ所ございまして、ちょうどちょっと青い、太いラインで囲った2カ所のエリアがありますが、これが市街化区域でございます。

この市街化区域の状況でございますが、6ページをお開きいただきますと、この市街化区域、昭和45年に線引きされておりました、2地区の面積、6ページの上の表にあるような状況になってございます。用途といたしましては第1種低層住居専用、第1種住居地域というように設定されております。

その土地利用でございますが、6ページの下を表をごらんいただきますと、2地区、岡周辺地区と御園周辺地区でございます。市街地・集落の面積、それぞれ約50%、それから御園地区では40%といったような状況です。その表の下から2行目、農地という部分をごらんいただきますと、占める面積のパーセンテージでは、岡周辺地区が約3割、それから御園周辺地区では約4割といったような状況でございます。

これを視覚的に示したものが7ページから8ページの状況です。7ページは岡周辺地区です。赤い部分が市街地・集落といったようなものでございます。それなりに市街地も広がってはいるんですが、今の表のとおり、農地等もまだかなり残っているというような状況です。

これが今の、現時点の状況で、ここ10年程度の市街化区域内の開発動向を示したものが10ページから11ページ、視覚的にお示しております。この赤い部分が家屋の新築等でございますが、10年でこのくらいといったような状況をお示しております。

また、続きまして、テーマがまたがらっと変わるんですが、12ページ、古都法に基づく申し出に基づく買入れ地の状況です。こちらも前回の小委員会で、買入れ地、景観阻害要因になっている部分もあるというようなご指摘をいただいたので、その状況をまた改めてご紹介いたします。買入れを進めてきて、今現在、村内に約50ヘクタールの買入れ地が点在しております。

買入れの状況は12ページの表のとおりで、これは県が買取り主体になっておりまして、管理をしております。その管理の区分といったものが13ページのちょうど中段に掲載してございます。黒い丸で5つの区分に分けて管理しております。

それから、第1種地区内という一番下のグラフでございますが、これは第1種歴史的風土保存地区内、それから14ページには第2種歴史的風土保存地区内の管理形態別、地目別の状況を示しております。左の地目というのが買取り時の地目でございます。黒い部分が行政財産使用許可ということで、これは、村が県から一括して行政財産の使用許可を得て、さらに村は地元の大字組合を通じて希望者に稲作を行ってもらって、それにより水田景観の維持を図っているといったような区分でございます。残りの部分、すなわちグラ

フの黒い以外の部分につきましては、一定の管理がなされている部分もありますが、その水準が不十分、あるいは全く管理されていないと。例えば現状管理といったところは特に管理を実施していないといったような区分なので、このような部分もありまして景観上支障となっている部分も見受けられているというようなところでございます。

15ページに村内における買入れ地の管理形態別の区分を色に分けて、ちょっと細かくて見づらいんですが、お示ししてございます。先ほどの行政財産使用許可を受けて耕作していただいている部分、これは15ページのピンクの部分で、これがちょうど歴史的風土第1種保存地区にほとんどかたまっているといったような状況で、今現在もこのエリアは水田景観が保たれているといったような状況でございます。

それから、土地利用に関しましてもう一つ、16ページで、にぎわいの街特別用途地区というものがございます。これは、第3次計画策定におきまして、来訪者に憩いの場を提供する飲食提供型産業の育成等によりにぎわいの拠点地区の創出を図ると盛り込まれまして、それを受けまして平成13年に設定されたものでございます。市街化区域の岡周辺地区の中に設けられているものでございまして、面積は約18ヘクタール、先ほど用途は第1種低層住居等と申し上げましたが、このにぎわいの街特別用途地区を設定することによりまして、16ページの中段に建築可能な建築物ということで から までの用途の建築物、この立地を可能としているというものであります。下に経緯が書いてありますが、現在、街づくり実行委員会が立ち上がりましてイベント等が行われているといったような状況ではございますが、この から にあるような想定していた用途の建築物はまだそれほど集積していないといったような状況です。

こちら、視察時にはあまりごらんいただけなかったもので、状況を19ページにお示ししております。ちょっとこれもわかりづらい部分がありますが、左の列に景観形成建造物というものがああります。このように昔ながらの民家により町並みが残されているといったようなところでございます。

それからもう一つ、20ページに空き家対策といった1ページを掲載しております。空き家につきましても、前回空き家バンクの話が出ましたので、現在の状況をご紹介します。目視、聞き取り調査では村内に50軒程度の空き家が確認されておりますが、現在空き家バンクへの登録はそれほど進んでいないといったような状況です。その理由といたしましては、(2)の に書いてございますが、貸すことに対する抵抗といったようなものがどうも背景にあるようでございます。

それから、資料3 - 4でございます。こちらは景観について簡単にご紹介しております。1ページ目をごらんいただきますと、景観に係る法的規制でございますが、先ほど土地利用のところでご紹介いたしましたように、古都保存法による歴史的風土特別保存地区、それから都市計画法、県風致条例等によりまして景観の維持が保たれているといったような状況でございます。

2ページ目は、これもちょっと文章が多いんですが、運用の状況でございます。古都法、風致地区条例の運用をご紹介しております、一言で言えば、できるだけ住民の負担を軽減するよう一体的な審査を行っている。形式要件等の審査は村が一括して受理し、県へ進達していると。これらの運用、規制措置によりおおむね良好な状態で景観が維持されているといったような状況でございますが、一番最後の4ページ目でございますように、これも前回お出ししたんですが、中にはこのように歴史的風土あるいは景観となじまないような事例も生じてきているといったような状況でございます。

それから、資料3 - 5でございます。農業における取り組みについてということで、ここでは、近年の農業振興に係る代表的な取り組みをご紹介しております。まず1ページ目でございます。財団法人の明日香村地域振興公社というものが平成10年度に設立されまして、1ページ目の真ん中ほどに事業の一覧が書いてございますが、この記載のとおり、いろいろな事業を行うことによって農業振興に役立っているといったような組織でございます。各種オーナー制度の実施、農産物直売所等の管理、それから地元農産物の宅配、里山体験の実施など非常に幅広い取り組みを実施しております。

例えばオーナー制度でございますが、2ページ目から3ページ目にオーナー制度の実績という形で掲載しております。オーナー制度と一言で申しましても非常に多くのバリエーションがあって、それと4ページ、5ページに掲載しておりますが、例えば農産物直売所等の取り組み、こちら視察時にもごらんいただきましたが、良好な結果を生み出してきつつあるといったような状況でございます。

それから、7ページには特産品の開発の動き、大体8グループほどが現当地元産品を活用した農産物の加工、特産品の開発を行っているというような、こういった取り組みを通じて農業の振興を図ろうといったような動きが見られるというものでございます。

それから、またがらりと変わらして、資料3 - 6でございます。文化財についてということでございます。文化財につきましては、これまでの、前回の小委員会等のご意見、大きく2つあったと認識しております。一つはこれまでの調査成果のわかりやすい整理の

必要性、それともう一点が、明日香村の価値をより知っていただくための貴重な歴史・文化資産の活用、これらに関する意見が多かったということで、これらに類する代表的な最近の取り組みをご紹介します。

まず、前者の調査成果に関する取り組みといたしまして明日香村総合管理計画、こちらをご紹介します。これは、1ページ目の下にございますように、文化財と土地利用、村民生活等の総合調整を図る目的で、平成17年、村によって策定されているものでございます。この策定の体制でございますが、2ページ目をお開きいただきますと、学識経験者のほか、国、文化庁ですね。それから県の文化財課、こういった関係機関が参画のもと策定されているといったようなものです。簡潔な取りまとめではございますが、これまでの調査成果を踏まえて取りまとめたものだということでございます。

現在は、ただ、村民向けの文化財の分布と開発行為など村民生活との関係の普及啓発に係るパンフレットとして活用されているというだけなので、せっかくこういう関係機関が連携したこのような成果があるので、今後広く国民に対する文化財の調査成果の普及啓発、それから文化財の利活用の観点からこういったものをベースとして充実活用することがあり得るのではないかとということでご紹介したものでございます。

3ページ目に総合管理計画と文化財の保存、関連施策等の関係を載せてございます。総合管理計画は、基本方針に始まって、ゾーニング等いろいろな項目が盛り込まれておりますが、利活用計画といったような部分もさらなる充実を図る部分があるのではないかと考えられます。

それから、今度は利活用に係る取り組みということで、まず6ページ目でございます。バーチャル飛鳥京実験というものでございまして、視覚的にコンピューターグラフィックを活用して往時の飛鳥京の姿をわかりやすくご紹介するというような取り組みでございます。今実験中でございますが、平成17年度から実験を重ねているという状況です。わかりやすい、イメージしやすいということで非常に好評を得ている取り組みでございます。

それから7ページ目でございます。これは明日香村における取り組みなんですが、埋蔵文化財展示施設ということで、旧小学校の建物を活用した文化財展示の取り組みでございます。真ん中の表に期間中の入館者というものを掲載しております。村に気軽に訪れて気軽に見ることができるといったような取り組みだということでご紹介させていただきました。

それから、資料3の最後でございますが、観光に関する取り組みということでございま

す。観光につきましても、前回、今後進めるべきだといったようなご意見が多くありましたので、取り組みをご紹介します。

まず、県におけるPRの取り組みでございます。海外向けでございますが、中国・韓国メディア及びエージェンツ招聘事業というものが行われておりまして、エージェンツ等の下見旅行を実施しております。3ページから6ページにその成果を載せておりますが、現地紙でこのように取り上げられているといったような成果を生み出しております。国内向けには、観光見本市、やはり旅行事業者等の招聘、それからJR東海による映像等配信サービスが行われているといったようなものでございます。

7ページ目でございますが、県立の現地でございます万葉文化館、こちらでイベント、情報発信等の取り組みを実施しているというようなものでございます。

それから、関係事業者との連携といった観点での状況でございますが、地元、近畿日本鉄道株式会社とのかかわりでございますが、年に数回県の観光部局と意見交換を実施しているということと、あとは旅行者向けに春と秋のシーズンに明日香村キャンペーンを実施していると。それと、明日香めぐりフリーきっぷというものを発売しているといったような取り組みがなされております。

それから、12ページ以降は観光利用のための施設の状況ということで、観光を支える基盤の状況をご紹介します。最初に広域交通網でございます。12ページ目にお示ししておりますのは広域交通網、ちょうど真ん中寄り、東海南海連絡道路というのがこの図の真ん中に書いてありますが、その少し、1センチ程度上のところに、字が読みにくいんですが、明日香村が位置しております。見づらい点ではありますが、交通網が整備されつつあるということはイメージいただけたらと思います。

それから、13ページは村内の交通状況です。図といたしましては14ページと16ページに掲載してございますが、手段といたしましては、13ページの上にありますように、住民の足、それから観光客の利便性向上を図るためのコミュニティーバスの運行、それから自転車、遊歩道等のネットワークが図られているといったような状況です。

この周遊歩道について最後にご紹介いたしますと、17ページ以降に掲載しております。こちらは、明日香村のよさを知っていただく、それから明日香らしい観光をとということで、昭和45年の閣議決定に基づきまして早い段階から整備されておりまして、現時点で約15キロ程度が整備されてございます。ただし、18ページ、19ページでごらんいただきますように課題を載せております。ルート、それからサイン、便益施設等多くの課題を抱

えておりまして、せっかくの資産が十分に活用されていないといったような状況でございます。

非常にちょっとまとまりが悪くて駆け足の説明になりましたが、資料3の説明を終わらせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。

資料3につきましては資料の3の1番が前回の第1回小委員会の各委員の指摘事項をこの後で説明がある資料4とセットで整理されていますので、おそらく資料の3-1をごらんになると、この発言は自分なのかなと思いつつ、少し、やや趣旨が違うとか、そういう指摘あるかもしれませんが、その点については資料4ともう一度セットで、その際にご意見いただいたほうが多分議事が円滑かと思つて、資料の3-1はちょっとペンディングさせていただきまして、資料の3-2から資料の3-7までは、いろいろな整備計画とか景観とか農業とか、事項別の整理になっておりますので、これについてまずご質問とかご意見とか、あるいはこういう点は記載がないけれども何なのかとか、あるいは用意された資料についての少しわからない点とか含めてどのような点でも結構ですので、また、地元の関係の委員の方々からさらに補足のご説明ということでも結構だと思いますので、どなたからでもご遠慮なくご発言、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【B委員】 それではよろしいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【B委員】 今説明をいただいて、非常にいろいろな活動が多岐多様にわたって行われているなという実感を得た次第でございます。それで、私もかなり素人なんですが、非常に細かいところまでいろいろな計画が整備されていて、実施されているなという気がします。しかし、それらの計画なり活動が全体としてどういう形でまとまっていて、ビジョンといいますか、明日香村の将来のビジョンになってくるのかというのがいまひとつ、見えてこない気がします。

ビジョンとしていろいろな計画の中で位置づけられている部分と、その枠から外に出して積極的に売り出して部分と、こういう形であと5年後、10年後の明日香村をイメージしていますよというところがいまひとつ見えてこないかなという、印象を持ちました。

もう一つは、ここにも少し書いているんですが、ネットワーク化に対する支援が不十分とります。いろいろな活動や計画をコーディネートをするような人材といいますか場所、

それがどこにあって、だれが中心になって動いているのかなというのもしわかると良いかと思います。いろいろな省庁も絡んでいますし村も絡んでいるし、その辺の全体的な枠組みがはっきりわかるような形になると非常にいいかなという印象を持ちました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

今のご指摘は、国がいろいろ、例えばこの審議会を含めまして国が中心となって議論している施策なり計画と、整備計画は、名前のとおり施設の整備を中心とした10カ年という中で、いろいろご説明あったように、地元のいろいろなこういう方針もある中でどうなのかなというご指摘だと思いますが、事務局から今の段階で何かご意見とかご発言ありますか。よろしいですか。

では引き続き各委員の方から。はい、よろしくをお願いします。

【C委員】 私は観光のほうが一応専門なんですけど、明日香村に住んでいながらこの観光に関する部分を見ると、いかにもお粗末だなという感じがいたします。今観光庁ができ、県も知事のもとで非常に観光に力を入れていただいて、そういう意味では順風なんですけれども、だからこそ逆に言えばトップダウンに終わってしまうかもしれない。地域側が観光というものを十分受けとめて、行政の中にも観光課があるわけではありませんし、それで主体的にやるという姿勢がまだできていないんだなという印象を受けました。

今B委員がおっしゃったように、観光というのは総合行政ですので、何か1つのことで観光は成り立つわけじゃなく、すべてのものがちっと固まったときに観光というのは動き出すので、それがちっとも動き出していないという感じがします。少しは活動は行っているんですけども、そういったところに対して、前回も申しましたけれども、そういうことをやろうよという人は増えているんだけども、それが絡み合うような形の全体の今のようなコーディネーターというような、そういう支援がまだ不足しているのかという感じがいたしました。

【委員長】 ありがとうございます。

観光庁を設置して、国交省としての全体としてのこういう取り組みをしていく時代になりましたが、何かこれについてもご発言とかありますか、よろしいですか、今伺ったところで。事務局から発言されますか。いいですか。

【事務局】 いいです。また後で。

【委員長】 後で論点整理の中でまたいろいろご発言をいただければと思いますが。よ

ろしくお願いします。

あとどなたか。はい、ではD委員、よろしくお願いします。

【D委員】 私は文化財が関係しておりますので。前回の会議でお話したこととあまり変わらないんですけども、明日香村には史跡がたくさんありますし、他にもたくさんの遺跡が知られております。全村これ遺跡であると言ってもいいぐらいの状況です。ただ、現地に行きましても、この前I委員から話がありましたように、地上から見えるものが非常に少ない問題があります。こうした史跡等の整備・活用を図る場合、現状には大きな問題があります。史跡などの場合、管理者が指定されていて、史跡の保存管理が管理者ごとに、あるいは史跡ごとに個々別々に行われている嫌いがなきにしもあらずです。総合的な管理計画とか総合的な文化財の保存活用ということが言われますけれども、その総合するという概念といえますか、コンセプトがもう一つ明確でない部分がございます。個々の史跡がみんなばらばらに意識されがちであると感じております。今、明日香村は、「飛鳥、藤原」の世界遺産登録に向けていろいろ準備をしているわけですが、「古代国家形成の記憶」というといえますか、そういうコンセプトを基軸に準備を進めております。

要するに飛鳥にある遺跡群は全部「古代国家形成の記憶」という概念の中で有機的に関連していると。ですから、保存活用もこうした機会を基軸に総合的、有機的に関連づけて展開していかないと、個々ばらばらでは現地へ行ってもあまり具体的な理解が進まないし、魅力を伝えるににくいのではないかと感じております。そんな意味で、改めて総合的・有機的活用という考え方を強く意識した形をこの計画の中に盛り込んでいただけたらありがたいと思っております。「点」の保存活用に陥りがち、現状は少なくともそれに近い状況かと思っておりますので、相互に密接に関連づけて「点」から「線」へ、さらに「面」へ理解が進むように展開していく必要があるかと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

今のご指摘は多分ごもっともで、我々も共通の意見だと思うのですが、一つ伺いたいののは、今のご指摘の中で、これまで明日香の議論をするときに当然明日香村に対する議論なんですが、実際問題、周辺の自治体、また藤原京との関係もかなりあるわけで、その辺については今後どういうふうを考えていったらよろしいでしょうか。何か事務局でお考えとかございますか。そういうことを意識しながらも明日香はどうだということがやはり少し求められてきているような気もするんですけども、そこら辺はいかがでしょう。

【事務局】 もちろん明日香村だけではなくて橿原はじめ周辺の町村、もう少し広くは

奈良県全体というようないろいろな文化資産のネットワークの中で当然議論をしていただかなければいけないと思っておりますけれども、とりあえず私どもも、今法律の枠組みが、明日香村の整備計画を軸にしながらこの会議でということをやっておりますので、当然周辺を視野に入れながら明日香村をどうしていくかということを取りあえず整理をしていきたいという感じで考えております。不十分かもしれませんが、そんなことで。

【委員長】 では、ほかの方々からご発言ございますか。はい。ではよろしく願います。

【E委員】 資料で文化財についてということで、全村丸ごと博物館みたいなお話があったり、あと、先ほどD委員からも、観光の取り組みの中で、全体的な、総体的な部分がなかなかできないというお話ありました。現地視察のときも川原寺のところでバーチャルリアリティーの話があって、今まではなかなか文化庁さんのほうでも取り組みが少ないということだったかと思えます。しかし、三、四日前ぐらいに文化庁さんでこれからバーチャルリアリティーに取り組んでいくよという新聞発表があったかと思えます。要するに教育の面においてこの明日香村というのが取り上げられていない。昨今ですと、修学旅行なんかでも海外にほとんど行ってしまふ。最低限奈良、京都へ行くところでも、明日香に行くところが指導の中でも行き届いていなくて、奈良、京都に行く学校はあっても明日香が繰り込まれているかというところではない。

前回万葉文化館を見せていただいたときに、私たちが学生のときに比べると非常に見るものも充実しているという印象を持ちました。先ほどの川原寺のバーチャルリアリティーなんかも、これは実験ですけれどもも整備されれば、丸1日ぐらいかけて明日香を見る、そしてそれを国の資産として考えるというようなもう少し積極的なメニューが考えられます、大体学校はほとんど旅行社と一体となって修学旅行なんかも企画されていますので、国民の若年層に対する教育の一環というような取り組みの中でももう少し進めていくような、教育、文化を知るという上での観光の視点というのがもう少し必要なんではないかと思われれます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

またほかの委員の方からご発言いかがでしょうか。できましたら、1回はご発言いただいて、それで次に論点についてと思っておりますので、なるべくご遠慮なさらずに。

はい、ではよろしく願います。

【F委員】 先ほど来観光の話題が出ているんですが、私は現地視察へは行けなかったんですけども、現地視察の資料を拝見すると、年間70万人ぐらい観光の入り込み客数があると。そのペンションの宿泊状況は極めて厳しい。1万人とかいうオーダーでしかない。実際にはどういう行動パターンをされている方が多いのかというのがちょっとまだ私は理解できていないんですけども、一般的にはどういう観光でここへお立ち寄りになるんですか。

【委員長】 これは明日香村からご発言をお願いしたいのですが。村長からよろしいですか。

【G委員】 はい。

【委員長】 ではお願いします。

【G委員】 今のところは宿泊等々が少ないものですから、完全に日帰り、4時、5時になると皆さんもうお帰りになってしまった後という感じで、いま少し、にぎわいの街とかいろいろなところもあって、飲食は10軒程度できているんですが、これもそんな大勢の皆さん方が入れるということじゃなしに、四、五人のグループの人が入れるというような感じです。ですから、どんなにしても、お天気が悪いと完全にゼロに近い数字にもなりますし、いろいろな意味でもう少し考えていかなくはいけないなという思いはしています。

【委員長】 はい、どうぞ。

【F委員】 先ほどご意見ありましたけれども、広域的な観光ルートに乗かってこないという理解でよろしいんですか。

【G委員】 そうですね。

【F委員】 それはなぜかということなんですけれども。当然周りにはいろいろよりポピュラーなものもあるとは思いますが、歴史的に見ると大変価値の高いものがここにはあるのが、どうしてそういう広域ルートの中で落ちてしまうのかと。先ほど近畿鉄道とのお話し合いの説明もありましたけれども、何か近鉄さんもあまり力入っていないなという感じがややするんですけども、何か理由があるんですか。

【G委員】 少し五感でとらえる中で、目で見るところが少ないと。

【F委員】 少ない。うん。

【G委員】 どこの田舎に行っても感じる里山風景は感じられるけれどもということで。少しそういう点では、やはりこれは基本的に凍結的保存をしてやったものですから、いか

んせんそういう前向きの計画というか、文化財にしる商工業にしる土地利用にしる、前向きにとらえてこうしようあしようということが考えにくい環境にあったものですから、どんなにしても20年間ほどのギャップが出てきていると。ただ、いいものは残っているんですけれどもね。20年前、50年前のいいものは残ったんですけれども、そこからがこれからの動きかなという思いいたします。

【委員長】 はい、では知事お願いします。

【H委員】 初めて参加しましたので、もう少し後ででもと思ったんですけれども、委員の皆様にお聞きしたいこともありますので、この段階で、多少包括的になるかもしれませんが、ご発言をさせていただきたいと思います。

奈良県の知事でございますが、明日香法30年で随分歴史のある地域立法でございますが、日本の特定地域の保存と活用という観点から大変先進的な取り組みをしていただきました。感謝を申し上げます。地域の資源は地域で守るということを基本にして国がこれほど応援していただいた例はほんとうに先駆的だと思います。改めて感謝を申し上げたいと思います。

今議論になっております課題でございますけれども、多少整理が悪いんですけれども、3つ今議論をお伺いして思いました。一つは、こういう保存をするという地域の住民との調和のあり方でございますが、奈良市周辺の古都の住民との調和、あるいは国营公園化する平城宮跡の周辺住民との調和、他市でございますけれども、鎌倉市なんかの古都の住民とその保存との調和というのは普遍的な課題でございます。まだ解決しなければいけない課題だと思いますが、総じて奈良市周辺、あるいは明日香もそうかもしれませんが、今まで住んでおられる方からすれば、周りをどんどんよくしてくれと。よくしてくれればもっと住むよと。あるいは土地を多少利用するよというような気持ちはあるわけでございます。

それはそれで結構ですけれども、どのように住民の気持ちというか住む方の気持ちとこの国家的な守るという意味を調和させるかというのは、具体的にあらわれますのは土地の扱い、宅地、住宅、農地をどのように国家が住民の所有権に対して扱うかというようになってくると思います。空地、空き家ができるときに、所有はしたいけれども手放したくないということ、荒廃地、ほっとき家になるわけでございますが、悪いというのか、何とかしようというのか、ちょっとまだ今の段階で課題は見えないんですが、そのような指摘もあるわけでございますが、基本的に大変大きな課題だと思いますので、大きな気持ちで取り組まなければいけないと思っております。

2つ目は、景観の守り方ということでございますが、明日香立法の基本的なところは、景観障害物の除去というのが一つ大きなことであったと思いますが、一番大きいのは住宅だったと思います。近年まで、奈良は大阪のベッドタウンとしてここ10年20年発展してきましたので、便利な橿原の近辺で住宅が拡散してきたと。それが明日香を守る大きな運動につながった面があるかと思えます。大変地域の立派な方がおられたと思いますが、それは今も続いていると思えます。航空写真で見ますと、もう住宅地が押し寄せてきているのを、この堤防が切れないようにというのが明日香立法あるいは保存の条例の大きな意味の一つになっておると思えます。これは堅持したいと思えますし、この景観を守っていきたいと思えますが、障害物になっております住宅のこれからの拡散を防ぐということ、今ある住宅をきれいにするという課題があると思えます。

それからもう一つは、農地の放棄地が景観を阻害するというところでございますが、農業の観点から、これはなかなか難しい問題がございます。奈良の農地の放棄地率は、県下全体18%で、近畿で一番量が多くて、全国でも7番目くらい放棄地が多いと。所有者もわからない放棄地も結構あると。これは農業の課題でもございます。明日香だけの課題ではありませんが。

それからもう一つは、景観といっても、あらゆる角度から見てきれいな地域というのはなかなかないわけでございますが、人間もそうでございますが、見る場所を選んでいただくというのも一つかと。いい場所から見ていただくとやはりきれいだ。そう限定的でなくても、もう少し広くきれいに見せられることもあるかと思えますが、それは動線ということ意識しないと、どこへ行ってもきれいに見えるという地域を形成するというのは大変な投資でありまして、実際住んでいる人もおられますので、なかなか難しい面はあるかと思えますが、眺望場所、動線をもう少し意識した景観形成ということにしたいと思えます。

それから、3つ目が、わりと難しいのですが歴史の展示、歴史的風土ということですが、歴史を今空間的に展示するというのはどういうことなのか、奈良全体の課題、悩みであるわけでございますが、残っているのは文化財と言われたり景観と言われたりするんですが、それを見るだけじゃ意味がわからないわけでございます。明日香の中で石舞台という歴史的な遺跡があるのですが、韓国語でも石舞台と書いてあるだけだし、日本語でも石舞台と書いてある。これは何だというのは見てわかるのかと。見てわからないものを展示するというのは展示にはなっていない。これは自虐的な意味で申し上げているわけで、奈良の歴

史の展示力というのが飛躍的に向上しないと、値打ちが我々奈良自身もわからないのではないかと考えておりますが、コンテンツ、歴史の展示、しかも古代ですので実に解釈が分かれておりまして、この時代の日本の歴史の展示をどのようにするかという大きな、地域の課題というより国家的な課題ではないかと考えております。

この明日香の立法に大変寄与されました御井敬三さんが、「明日香を逍遙すれば国家形成の経路が回想される」という大変立派な文章を残しておられます。今は残念ながら、逍遙すれば国家形成の経路は回想されるというところまでは全く至って、全くというのはちょっと余計かもしれませんが、相当至っておりませんので、それを形成したいというのが地域の大きな願いでございます。大分至らないところは地域としてもあったかもしれませんが、これからは国家形成の経路が回想されるというふうはこの明日香を形成したいという意思を強く持ちたいと、持ち続けなければいけないと改めて思うわけでございます。

どのように回想されるのかという中で、観光とも結びつくのですが、今案内と言いましたが、先ほど委員のどなたかがおっしゃいましたように、展示の責任は、地域でまとめて展示というのがなくて、各社寺に任されているわけでございますが、奈良は国宝が211あるのですが、その保存と案内は各社寺に任されて、拝観料を取ると。すると、各社寺の展示される解釈をだれが修正するのかというのが今の文化財行政であまりないわけでございます。

それが課題かと思いますが、その中で、明日香特有あるいは奈良特有の課題がございます。それは、奈良の歴史の意味をどう解釈するかという……。たくさんしゃべって申しわけございませんが、奈良の歴史をどのように解釈するかということなのですが、これは遷都1300年を迎える、遷都1300年の展示の精神とも、エスプリとも随分関係するのですが、大きいのは国際性だと今思っております。平安京になりますと国際性が急速に薄れて、明治でまた地上に現れるわけですけれども、奈良の時代の国際交流という歴史が紛々としているというのが奈良の歴史で、かつ明日香の歴史であるように思うのですけれども、奈良の社寺、明日香の社寺の展示では、国際の展示というのはほとんど今見られません。

韓国にプロモーションに行きましたら、日本における韓国の発見ということを運動されている学者さんがおられまして、それをきっかけに、奈良における中国、韓国のゆかり発掘展示ということにこの1年間取り組んでまいりました。多少の情報の集積があるのですが、韓国、中国のゆかりを展示すると、何か抵抗感があるのか、オリジナルなものだと思いたいちょっと民族の血があるのか、なかなかうまく進まないのが実情でございますが、

奈良の特性、明日香の特性という、韓国のゆかりということ抜きにしては意味が語れないような内容、ちょっと素人なのに行き過ぎた発言かもしれませんが、そのように思う面がございます。そうすると、どのようなコンテンツにするかという課題がこの明日香立法の中にも大きな位置は占めてくるのかなと思います。

歴史の展示のもう一つの点は観光ということでございますが、このような広い地域にあまり動線もなく、またレストランもないのに3時間も居ろという難しいわけでございます。また、宿泊所もないのに泊まれということは不可能でございますので、例えば万葉文化館を、最近の言葉で言うとドライブインにして、レストランもつけれないか。レストランをつくと前の食堂のおばさんが怒ってきたというのでシュリンク（萎縮）していたのですけれども、怒ってもいいからレストランを強化せよというので、これは県営施設ですのでレストランを強化しました。まだはやっていないかもしれませんが、そうすると、食事があると滞在時間が3時間か4時間となり、周りを回られるという。

ないのは宿泊施設でございますが、これはまたご議論願いたいのですが、世界の屈指の高級リゾートホテルの資本からの問いかけがここ1年近くございます。規制からすると大変難しいのですが、このホテルのコンセプトであれば明日香に大変フィットするんじゃないかとも思うのです。明日香より田舎にも、この資本によるホテルはございますが、そこに合うようなリゾートホテルをつくられて、大変高額ですけれども、追っかけの人が世界に大勢おられて、できると必ず行かれると。しかも高級ですので、非常に上品なサービス、あるいは上品な地域の象徴になるわけですが、ちょっと立地について検討しますと、なかなかできない仕組みになっている。保存ということを基本にしている地域ですので、ただ、そういう選別したいいい宿泊施設というのはどのようなプロセスで建設、運営可能かということを検討していただきたいなと思うわけでございます。

宿泊があれば、中西進さんが言われた明日香の特徴、漆黒のぬばたまの中でも、ほのぼのとした高級リゾートホテルの中から出て、漆黒のぬばたまを歩きたいと思う人は少ないですけれども、ぬくぬくとしたホテルの窓から漆黒のぬばたまを見るという願いを持つ人は世界で多いわけでございますので、どのように今居心地のいい歴史的風土の展示場所にするかというのは、これは新しいちょっとチャレンジになるんじゃないかと。本審議会は、大変そういう面のご示唆をいただかなければいけません、地域としてはそのような歴史的風土のあり方というのを意欲的に模索していきたいと思っております。

最後に、歴史的風土の展示という点で韓国と中国は最近急進展しております。西安でも

扶余でも慶州でも大変大きな動きになっておりますので、老舗といたしましてはやはりしっかりと追いつかなければいけないと。追いつくと言うと変ですけれども、やることをやらなければいけないと。

その中で、中国、韓国の方は歴史を主張されますので、それに負けると言うとも変ですけれども、それがそのとおりだと思っていいのかどうかということがありますので、日本の歴史認識をちゃんとするというのが、明日香でもちゃんとしなければいけないのではないかと考えております。たくさんしゃべりました。

最後の最後ですが、遷都1,300年の事業で日本と東アジアの未来を考えるという委員会を立ち上げております。松岡正剛さんという作家が中心になっていただいておりますが、その基本テーマが「日本の基軸を発見する」と。基軸は昔からずっと続いている、文字がない時代からある基軸があるわけですが、飛鳥は文字のなかった時代から文字のある時代へ入るちょうど境目でございますので、その日本の基軸がまだ今も続いているかどうかをチェックする大きな作業ができるかと思っております。

もう一つは、地方政府会合を奈良は提唱したいと思っておりますが、ゆかりのある揚州とか西安、長安、それから扶余とか慶州などに声をかけて、地方政府が継続的に会合する仕組みを提唱しております。明日香は大きな材料といえますが、今までいただいた文化遺産を守っているということをやはり言わないと、そういう会議も提唱できないのではないかと考えております。総じて明日香をどのように守るかということをご示唆いただきながら、地域としては責任を果たしていきたいと考えております。長いことしゃべって恐縮でございます。

【委員長】 どうも大変ありがとうございました。地元の知事のお立場からいろいろ多岐にわたるご示唆をいただいたと思っておりますが、何か今の段階で。よろしいですか。はい。

I委員いかがでしょう。何か。

【I委員】 なかなか難題が多くて、先ほどから「さてどうしたものか」と思っていたんですが、観光について、確かに皆さんが感想を持たれるとおり、よくその土地のいわれとか知っている人でないと楽しめないという、もう最初から敷居が高いんですね。何も知らなくてもそこに行ったら楽しめるというところはお客さんも来るしお金も落ちるんですが、知らなくては味わえないというのは、もう最初から敷居が高くて、それならそれで、それこそ高級リゾートホテルが高い宿泊料金を取るように、ある資格のある人しかこのエリアへ入ってはいけないとか、そういう特別なエリアをつくって何か知識欲をくすぐる

のも一手かなとは思いますが、そんなのきなことは言っていられないわけですよ。

今歴史観の話がありましたけれども、歴史観というのは、ほんとうにこういう言い方は乱暴過ぎるんですが、言った者の勝ちみたいなところがありまして、ある同じ形式でできている美術様式がありますと、うちが先だと言ったところが先になるわけですよ。日本は日本のオリジナルの発想もたくさんあるんですが、どうも国民全体が日本にあるすばらしいものはすべて中国、韓国からの輸入品がもとになっていると思込み過ぎている嫌いがあるわけです。その辺は、私は決して何もナショナリズムをかき立てて言っているわけではないんですけども、公平な物の見方をしますと、やはり日本はオリジナルなものもあるわけですが、何か言われるとついおとなしいですよ。

博物館の展示でも、恥ずかしいくらい、今お話出ました西安にしましても扶余にしましても、これは我が国独自の発想で、かつてはこんなにすごかったということを恥ずかしいくらいに大きな字でしつこく書いてあるわけですし、ガイドもそう説明します。いや、それはそうじゃないんじゃないかとこちらが申しましても、いや、これは我が国オリジナルですと言って。もうすり込みもあって。

だから、日本人はとてもそこまでできませんが、「何をやっても結局まねじゃないか」と言われると「はい、すみません」と言ってしまうのが結局誇り高い民族と思われたい一因ではないかなと思っております。

工芸品にしましても活版印刷のようなものにしましても、さまざまな日本オリジナルの発想があるんですけども、どうも奈良県全体、京都も含めまして大変おとなしいですね。だから、中国、韓国の方が、歴史のよほど好きな方は明日香に行きたいとおっしゃるんですけども、一般的な観光地として考えますと、行ったけれども、何を見たのか記憶にないと。ただ何となく退屈だったということではリピーターになっていただけないわけです。

ですから、ぜひ、規制もいろいろあるでしょうが、今お話のありました環境そのものを体で楽しむという高級リゾートのあり方というのは一つの観光の大きな集客のもとになると思うんです。だから、明日香だからというのではなくて、おっしゃっているように、ぬばたまとか、かぎろいとかいろいろありますけれども、そういうものをほんとうに体感できて、タイムマシンに乗ったような体験を上品に提供していただける高級リゾート施設というのはぜひ、いろいろな規制はあるでしょうけれども、大歓迎だし、宿泊費は高いですけども、そういうことを求めて、定評のある高級リゾート施設ですから、お客さん多い

らっしゃるかと思います。

お金を落としてもらいたい。でも、そのためにはやっぱり地元の人が喜ぶようなお金の流れ方というのは必要で、確かに、先ほど来お話に出ています西安などは大都会です。ものすごい人口の多い都会ですからね、もともと。そこからちょっと車で1時間ほど行くとすばらしい歴史遺物がいっぱいあるわけですが、地元の人たちが熱心にそれを守るのは、それがあって客が来て物が売れるからなんですね。商業が活性化するわけです。怪しげなものもいっぱい売っておりますし、すべてシルクロードの名のもとに歴史的に見て正しいかどうかわからないものもどんどん新たにつくって売っておりますし、その売る情熱たるやものすごいさまざまのがあります。その活気によって観光客はあおられてつい買ってしまうということもありますが、もともとの西安のような大人口を擁する大都会、ずっと大都会だったわけですね、長安から西安になりまして。その大人口を抱えている活気のある町と比べてさあどうしようかといっても、これは大変なことだと思うんです。

だから、発想を新しくして、奈良県も含めまして明日香をどうするかということですが、幸いちょっと足を延ばすとほんとうに原始の香り豊かなところがいっぱいありますので、地域全体で考えればいいと思いながら、住民ですが、この先ほどの報告書を見ていて気になったんですが、このルート、「観光の取り組みについて」、資料3-7の19ページが大変気になったんですが、ルートマップはあっても通れない道、危ないところが大変多いわけですが、これに対して取り組みとして具体的にどういうふうにならざるべきかということ、施設整備や計画が求められているとならざるべきなんですが、求めて、じゃどうしようかというのが、具体的にちょっとお伺いしたいなと思ったんですが、どなたにお伺いすればいいのでしょうか。

【委員長】 これはどうしますか。事務局で受けますか。

【I委員】 すみません、聞き漏らしたかもしれないんですけども、この、「あ、危ないな」と思って、見ているうちに、夢中になっておりまして、民家の方にご迷惑をかけそうなところとか結構いっぱいあったり、観光客がけがしそうなところがいっぱいあるんですけども、この沿道民家へのプライバシーの配慮とかというのには具体的にどうなっているのでしょうか。どう改善。

【G委員】 我々も今その問題で少し悩んでいるところでして、明日香村の文化財等々、遺跡をめぐる周遊歩道、国100%の補助で事業をさせていただきました。しかし、施工からもう30年たってきております。キトラ国営公園、そしてまた遺跡等も新たにたくさん発見されております。そしてまた、30年前にできた周遊歩道ですので、バリアフリーとか安全管理とかいろいろなものができていないものですから、国交省に大変申しわけないのですが、いま一度この周遊歩道の整備というものを実現していただけたらありがたいなと思います。

特に5つの公園も実際のところつながっていないという、そういう思いもしますし、そこが拠点になっているいろいろな遺跡、文化財等が点在しておりますので、今I委員おっしゃっていただいた経緯の中では、ぜひともそういうものもとらえていただきたいなという思いをいたしております。

【委員長】 ではH委員、よろしくお願いします。

【H委員】 歩く場所を確保するのは地域の責任だと思います。国にも助けていただかなければいけないと思いますが、危ないところがあれば、管理者が決まっていますので、村道であれば村長、県道であれば知事が責任を持つ、国道であれば国が責任を持つということは当然ですので、そのように責任を感じたいと思います。

それと、案内も含めて歩く環境が十分じゃないじゃないかということでもあろうかと思いますが、県では「歩く奈良」というのを一つの観光のテーマにしております。歩くと、とてもいい場所がございます。この明日香の近辺では、3-7の9ページの下にちょっと出ておりますが、例えば「持統天皇行幸の道」、これは歴史的になかなかおもしろいところです。「歩く奈良」で、担当課長と、女性の課長補佐が全行程を踏破するといって頑張っております。877キロの歩く奈良を検索しておりますと、ほとんど担当課長補佐が歩いております。その中で、危ないところ、案内表示の不十分なところを見つけて整備しようと思っております。したがって、ここが危ないよと言っていただくご指摘は大変ありがたいことだと思いますので、後ほどその場所を教えていただいて整備改善に努めたいとも思います。

【委員長】 ありがとうございました。

私からも1点発言したいことがありまして、資料3の6の文化財ですけれども、そこに、4ページ、5ページで、今の明日香村の地域を文化財の保存区域、優先区域、配慮区域と3つに区分して記載があるわけですが、ここに真ん中に、縦のところに集落市街地という

のがございます。私の今日の資料3 - 6から受けた印象では、土に埋まっている文化財をいかに発掘を気をつけるかと。破壊されないようにという、そういう観点があるのは当然ですけれども、むしろ今後は、この集落であるのか集落でないのかで、つまり現実の建築活動等を逆にどう明日香の歴史的風土に調和させていくのかという観点からの、例えば岡の市街地というのは基本的に言うと伝建地区と同じですよ。ですから、むしろその家の改修なり建てかえをどうするかとか含めて、少し家の建て方なりたたずまいというところの観点の、今文化財行政と国交省とも連携している時代ですから、少し、ややこれを見ると文化財というのが、従来の土に埋まっている文化財のみを考えている感じが、印象を私は受けました。

ですから、そこら辺が、集落と集落外ということで、むしろ6区分ぐらいの話でどうきめ細かく対応していくのか。あるいは文化財の部局が最初に受けるのか、あるいは今後、例えば景観法等を運用していく場合にはそちらの、明日香村のそういう都市計画、景観の行政のほうで受けていくのか等含めて、従来の埋蔵文化財に対する配慮ということにやや特化しているなというようなちょっと印象がありまして、これは少し今後の、やはり明日香の地域を見せていくという中で、行政主導で公園整備なりいろいろやっていくのと同時に、地域の方々の建築活動をどう調和させていくのかということで見ると、少しいろいろな工夫が要るのかなというような印象がありました。これは意見でございます。

それで、論点にかかわる部分にもかなり入ってきましたので、そこで資料3 - 1と資料4をごらんになりながら、事務局から資料4についてちょっと要領よくご説明いただいて、さらに委員同士のいろいろな意見交換、また事務局との質疑応答に入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 では、資料4を説明いたします。資料4は、明日香村の将来像から歴史文化資産に至る7つの項目にわたりまして論点、今後の方向性の案と考えていただいていいと思ひますが、現状認識、現況等という形、それから箱の中で論点という形でまとめさせていただきます。

1ページ目、明日香村の将来像でございます。かつての政治、文化の中心地であることをほうふつとさせる歴史的風土を貴重な財産として引き継ぐというのは、これは変わらぬことでございます。しかしながら、少子高齢化、人口減少等が顕在化してきています。一方で、創造的活用に対する意識の高まり、それから景観等に対する価値が改めて評価されつつあるところということで、論点といたしましては、このような認識のもと、現在の計

画でも盛り込まれております創造的活用、これをさらに推進するとともに、村の主体性を生かした取り組み、いろいろ生じてきておりますので、この主体性を生かした自立を重視するというのが1点、それと、歴史的風土の価値を共有するため、都市、多様な主体、それから世界といったところとの交流といったような観点に重点を置くべきではないかというような論点を掲げさせていただいております。観念的ですが、将来像という形でこのような格好になっております。

続きまして2ページ目でございます。現状でございますが、市街化区域の状況、それと空き家の状況等は先ほどご紹介したとおりです。古都買い入れ地に関しましても先ほどご紹介したとおり。それと、平成13年に設定されて活用が十分に進んでいないにぎわいの街特別用途地区等の状況を踏まえまして、論点といたしましては、まず1点目、人口が大分減ってきていると。歴史的風土及び村の存立にかかわる定住人口の確保というものは基本的な部分でございますので、これは緊急の課題であるということで、その受け皿の確保等が必要であろうと。それに当たっては、歴史的風土、景観との調和にも配慮しつつ、市街化区域、それから既存集落内の空閑地といったようなところの有効活用も考えるべきではないかというのを掲げさせていただいております。

それから、ストックの有効活用という観点から、空き家のバンクシステムの充実、それから住民の方々のご協力によりストックをより有効活用させるような普及啓発といったようなものが必要ではないか。

それと、古都買い入れ地でございますが、これもせっかくのストックでございますので、適切な管理を図るため、今現在県が管理しているということですが、県と村において古都買い入れ地の管理、それから利活用の方針の共有といったものを図りまして、地域の実情に精通した村がより管理にかかわることができるよう、常に村の実情に応じた景観も踏まえた管理ができるような仕組みが必要ではないかと掲げさせていただいております。

それから、今委員長からも、埋文のみならず集落景観というようなお話がございましたが、にぎわいの街特別用途地区、にぎわいの用途の集積、それから町並みの景観向上を図るなどにより新しい明日香の魅力向上を図るべきではないかと掲げております。

3ページ目でございます。生活環境の整備、これは今後の整備計画等のあり方といったものをイメージしたのですが、3次計画、引き続き継続事業着手がおくれているものは実施する必要がある。今後、観光・交流の振興、景観の維持・向上といったものを支える基盤の充実も必要ではないかというような観点から、将来像の実現に向けました「創造的

活用」や「自立」、「交流」といった先ほどのキーワードを掲げさせていただいておりますが、これらの視点からの整備計画を引き続き策定することが必要ではないかというのが1点。それと、依然として村の財政状況は厳しい状況にありますので、整備計画の推進のため、引き続きやはり国、県の支援は不可欠ではないかと書いております。

4ページ目でございます。景観でございます。景観阻害要因も個別に見受けられると。それから、古都法、風致条例、それから県の風致保全方針等がございますが、集落単位等の場所ごとの実情に即した景観指針等がないといったような状況、一方で、企業CSR活動の一環として遊休地等における景観保全活動も行われているといったような現状認識のもと、論点といたしましては、まず歴史的風土との調和等に配慮しつつ、地域主導によるよりきめ細かく適切な景観コントロールを行うため、そのような内容とする景観計画、景観条例の策定が必要ではないかと。

それと、景観計画等の策定に当たりましては、やはり明日香村の古都法、都市計画法、風致条例等も絡んでまいりますので、歴史的風土の、それから歴史的文化的資産の存在にも配慮いたしまして、国、県の関係者から成る景観協議会といったものを活用して策定することが有効ではないかと掲げさせていただいております。

それから、明日香らしい景観の維持・向上を図るため、交流の促進にもつながりますので、企業CSR、ボランティア等多様な主体との連携も進めるべきではないかとしております。

5ページ目でございます。観光・交流でございます。既にいろいろご指摘いただいておりますので、論点に入らせていただきます。例えば、先ほど宿泊ニーズに係るご意見ありましたが、まず論点の1点目といたしまして、観光客のニーズの的確な把握を行った上で、いろいろな取り組み既になされているんですが、総合的かつ戦略的・計画的な取り組み方策といったものをまず確立いたしまして、それに沿っていろいろな取り組みが行われるべきではないかと。

それと2点目でございますが、県、旅行エージェント等の体制に係る部分の強化、それから情報提供ツールの強化もあわせて行うべきではないかと。

それと、宿泊ニーズの話は先ほど触れさせていただいたとおりでございます。

それと交通基盤でございますが、コミュニティーバス、レンタサイクル、それから周遊歩道に対するご指摘もございました。明日香にふさわしい交通計画のあり方といったものをこれら既存の交通手段を踏まえまして再検討して、村内の周遊ネットワーク型の観光の

充実といったものを図るべきではないかと掲げさせていただいております。

それと、広域的な観点からの周遊型観光等の充実等を図るべきではないかと。

最後は、再掲でございますが、新たな観光の拠点としてのにぎわいの街の形成といったようなところを掲げさせていただいております。

6ページ目でございます。農林業の振興でございます。担い手の減少、それから耕作放棄地等の状況、それと一方でオーナー制度等の定着や農産物直売所等の取り組みが行われているというような現状認識のもと、まず論点の1点目といたしましては、明日香村の今日的な田園風景といったものが明日香らしさを象徴する重要な要素の一つであるという認識のもと、農空間の維持・再生というのがやはり重要ではないかと。それを意識して取り組むことが必要であるとしております。

それから2点目、農産物販売所等の功を奏しつつある取り組み、これらは、前回もご意見ございましたが、従事者の所得のみならず意欲の向上にもつながっているということで、これらの取り組みをさらに推進して農業振興を図るべきではないかと。

それと、交流にも資するということで、オーナー制度など交流型農業の一層の推進を図るべきではないかと。

それと、定住人口の確保を図ることがやはり荒廃地の解消にもつながるのではないかと掲げております。

最後、歴史・文化資産でございます。状況といたしましては、広く歴史・文化資産は存在しているというようなことでございますが、近年、世界遺産暫定一覧表に追加記載されたと。それと、歴史・文化資産を生かすように設置された国営公園、4地区既に開園しておりまして、年間100万人程度の集客力があるという現状認識のもと、論点といたしましては、まず1点、わかりやすく総括的な整理を行うとともに、利活用のあり方を再検討することが必要ではないかと。これは先ほどご説明したとおりです。

視覚的に実感できるよう、活用を意識した史跡整備、それから新しい技術を活用したわかりやすい歴史・文化資産の紹介といったような方策が必要ではないかと。

それと、専門的というご意見もございましたので、多様な来訪者というのは、年齢もありますが、明日香に対する知識というものも意識して書いてございますが、多様な来訪者を意識しまして既存の施設が連携して情報提供の現状を再点検し、よりそれぞれの施設が活用、活性化されるようなあり方というものを再検討してはどうかということ。

それと最後に、国営公園について触れておりますが、だれもが訪れてもわかりやすく

いったような拠点とすべく、歴史的風土創造的活用の観点から、拠点的施設としての機能の充実、CG等の取り組み、あるいはキトラ古墳の整備推進を図っておりますが、機能の充実が必要ではないかと掲げてございます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

そこで、実は本日はフリートキングの形で議論をしておりますが、本日いただいているご意見をもとに、この論点をさらに再度チェックしていただきまして、おそらく1番目の明日香村の将来像についてというところについては、将来像の前に、まず明日香村の日本の中での価値は何なのかというようなこともやはりもうちょっと強調したほうがいいのかもしれないね。これは先ほど知事のご発言がありましたし、前回の中西館長からのご指摘いただいておりますので。ですから、そういう点で、これをもとに事務局としてさらに今後検討するという前提ではございますが、ある程度今日の段階で少し、あまりとんでもなく間違っていないというところではご了解いただきたいというのがありますので、ぜひそういう目で見えて不足している点とかいろいろ含めてご指摘いただければと思います。では、よろしく願いいたします。

【A委員】 書かれていることは確かにそうだなと思います。これまでやってこられたことは非常に総合的ですし、成果も上がってきているんだと思うんですけども、今の段階で現状認識をもう一段変えないといけないんじゃないかなという気がしているんです。

どういうことかということ、例えば資料4の頭の表題は、良好な保存と推進の両立を図るためと書いてあるわけです。これは言ってみれば、保存と生活環境の整備というのは矛盾しているから、何か両立しないとけないんだという、もともとそういう発想で、やっぱりずっとそうだったと思うんです。もともと明日香法ができたときには、こんな規制をやっているような世界はあまりなかったもので、厳しい規制をかけるから通損補償で買い取り請求権があると。そこでちゃんと補償して両立させるような仕組みとして考えられてきたというふうな発想で今まで来られたんだと思うんです。それは当時はそうだったと思うんだけれども、やっぱり変わってきているんじゃないかと。

つまり、1つは、その結果として今の明日香にはそれなりのちゃんとしたいいものが残っていて、価値が生まれてきていて、先ほどから言うように。その価値は、単に歴史的に非常に重要なというだけでなく、日本の伝統的な農村の原風景が残っていると、前の資料にもありましたけれども、住みたいと思う人も出てきているわけですね。前回の現

地視察に行ったときに中西館長もおっしゃっていましたが、そういう人こそ住むべきだというようなことをおっしゃっていて、もちろん今いる人を否定するわけではないけれども、今いる人にも喜んでもらって、なおかつ来たい人が来れるような。また、そこでの農作物はそれなりに喜ばれている。つまり、ここが持っている価値というのはかなり多様に広がってきていて、今、委員長もおっしゃったように世界史的な意味を持っている、世界遺産を目指しているわけですね。

つまり、今までの努力でここに多様な価値が今生まれてきていて、それは1つではなくて、当たり前の農村風景というのから、非常に歴史の日本の国の、まほろばというところまで含めて多様にあって。ですから、こういうことをやってきたことがそのまま価値につながっていくんだと。つまり、ここまでずっとやってきた保存や環境整備というのがそのままうまく活用できるんだということだと思っただけですね。規制そのものも、当時は厳しかったけれども、今は景観法もできて、さまざまやられてくるような時代になってきたので、それとのバランスだけで議論するのを超えたような議論の仕方があり得るんじゃないかなと思っただけです。

ですから、ある意味、1つは価値の再定義みたいな、ここの持っている価値の。それをきちんとしていただいて、それは生活環境としても、逆に言うと生活環境としても、隣にマンションは絶対建たない環境なので、こういうところがいいと思う人もいらっしゃるわけだろうし、歴史のこれだけいろいろなものがあるところに住むということのメリットを感じる方も広く見れば多いはずなんです。ですから、そういう意味での価値もあるだろうし、昔からの考古学的な価値もある。さまざまな価値があるので、それが次第に、ある部分は日本中あったかもしれないけれども、ほかのところはなかなかここまで守られなかったからここに典型的に残されたということもあると思っただけです。そういう広い価値が顕在化してきていて、それを強化することがそのまま活用とかにつながっていくんだという大きな思想があってもいいのかなと思っただけです。

そうすると、それを創造的活用と言うのかというと、私の感じでは、守ることがそのまま活用につながるような、そういうふうな場所だと思っただけです。つまり、先ほど知事から高級リゾートホテルの話があったけれども、守っていたからそういう人たちも魅力があって、来たいと思うようになってきているわけなので、すごい価値を生み出しつつあると。だから、路線としては両立じゃないんじゃないかと。両立させるようなことにもう今なっている、何かそういう現状認識が価値の再定義からやっていただけるといいなという

のが私の見た印象です。

【委員長】 大変ありがとうございました。

現状認識、明日香村のこの施策が取り組んできた成果についてはもう少し堂々とやはり認識して、なおかつ、このタイトル含めて姿勢が出てきますので、これについてはぜひ事務局の中で再度いろいろご検討いただけたらと思います。大変重要なご指摘ありがとうございました。

ほか何かご意見等ございますか。はい、ではよろしく申し上げます。どうぞ。

【I委員】 すみません、前提を見てということになるんですが、先ほどちょっとあいまいになってしまった部分をつけ加えたいと思います。

つまり、どうしようかとみんな悩んでいるわけですが、その規制ですね。規制を緩くするというのがずるずるになるのではなくて、先ほど資料を拝見していると、材料とかその他についていろいろ出てきましたが、とにかく見かけさえ壊さなければ、ある程度緩くしてもいいんじゃないかと思うんです。食堂ののぼりとかは確かに邪魔ですが、あれはのぼりだから邪魔なのであって、幡の形にしてしまうとか、そういうことで、やっぱりタイムマシン風のことを考えていただきたいと。

私もしょっちゅうあそこへ行きますし、きのうも万葉文化館に行ってきたんですけども、やはり途中の道が狭過ぎて、観光地として、世界のほかの観光地と比べて、それに近づけようというのはもうそもそも無理があるわけです。ですから、ミニバスなども走っておりますけれども、歩けというのは、これから高齢化社会、こういう土地に来たい方にとっては無理は多々あるわけです。自転車もこぐの大変です。体力が要ります。

ですから、先ほど持統天皇行幸ルートなんていう観光の計画がありましたが、じゃ持統天皇は歩かれたのかということ決してそうではないと。こしに乗っておられたはずなんですよ。ですから、ミニバスの活用ということはとても大事だと思いますが、屋根をオープンにして、こしの形にして、少人数で、ワングループ、1家族とか乗せてしまう、そこまで開き直って楽しめる観光地づくりということと両輪でもう一つ、農村、うち捨てられているところの活用の農地にもつながることですけれども、農業をやりたい方たちがもう少し気楽に定住できるような形、これも急を要すると思うんですけれども、その中で、1,300年間田んぼであり続けたところって結構いっぱいあるはずなんですよ。

だから、当時の大都会を支える農業ですよ。食料、それを支えた田んぼ、畑はそのまま1,300年たっても使われているというこの土地の力、ほんとうは新しくつくったりと

か、昔の田んぼはだめになったりとか、現実にはいっぱいあるんでしょうけれども、うたい文句としては、1,300年の時を超えてつくり続けている米とか、もちろん古代米だけじゃないので言い切れないんですが、その農産物をもっとアピールして、直売所もいいんですけども、安心・安全で食べられるすばらしい食材がたくさんあって、地のものを地で食べようという、そういう食べさせる施設がたくさんあって、しかも道のところどころに休めるところがいっぱいあって、年寄りがこれから多くなりますので、休みたいんですが休む場所もない。「休む場所もない、ああ、疲れた、のどが渴いた」といって、自販機がたくさんあるとだめというんじゃないでしょうか、自販機も何かこの地域独特の屋根をかぶせるということをもっと積極的にやったり、ところどころあずまのよなものをつくってそれを統一デザインでやるとか、とにかく無理して歩かなくても、しょっちゅう休めて、湯きもいやせて小腹も満たせてという、今後どっと増える団塊の世代のちょっとお勉強しながら観光したい人たちのニーズのためにも、その規制、細かいことはあるでしょうが、融通をきかせていただけたらなと思います。

すみません、論点についてということとはちょっとつながらないかもしれませんが、論点としては、明日香とはどのようなところかというときに、歴史が埋もれているのではなくて、生きてきた田んぼ、畑、そして住み続けてきた人、その今ある姿そのものがその1,300年の集積であるということをもっと胸を張ってアピールして、農産物を大々的に、つくり方まで私はよく知らないんですけども、まさか当時のつくり方そのままではないし、新しい品種とか、もちろんあすカルビーとかも新しくつくりられているわけなんですけれども、融通をきかせて、先ほどありましたけれども、両立というのはあまり気にしないほうがいいのかなと思います。すみません、長くなって。失礼しました。

【委員長】 ありがとうございます。

では、知事、よろしく申し上げます。

【H委員】 再度すみません。

A委員がおっしゃった最初のページのところですが、思えば表題が、歴史的風土の良好な保存と、次が生活環境の整備等の推進の両立。村民にとっては生活環境の整備も大切であります。一方、明日香立法という国家立法の観点からは、国家形成の場所としての歴史的風土を良好に守り、後世に伝えていくことが必要ではないかと考えています。明日香の意義というのは国家形成を体感できる、回想できるということならば、今いろいろ言われた国家形成を体感できるということと、来たら楽しめるというのが大きな目標に地域と

してはしたいと思います。

保存がないとその地域の意義を維持できない、楽しめないということが前提条件ではありますが、各全国、世界中、今楽しんでもらえる昔の資源、資産、文化財というのをみんなチャレンジしておりますので、そのやり方は実に多様でありますので、知恵と工夫をこの際つぎ込みたいと。

しかし、生活環境の整備という地域、その次の論点で出ている明日香村の主体性を生かした自立なんて言われちゃうと、国家的課題が消えるような気が、ちょっと寂しい感じがしますので、国家でここを大事にさせていただくというのは、日本の歴史、ほんとうに国家形成されたときの場所というのが、その元の場所というのは平城宮跡でも中国にもないわけですから、長安の都の場所がないと。しかし、奈良はあるというのがほとんど対抗できる大きな値打ち。ここで国家が形成、ここでというのが大変大きな値打ち。今は原っぱだとか川が流れているだけでありますが、それをどのように今体感に近づけるか、今の知恵をどうするかというのを大きな課題にさせていただければと。地域も精いっぱいその面では頑張っていきたいと思います。

もう一つ、明日香を支えたのは今の明日香村だけじゃなしに、全国の国家組織であったように思いますが、藤原京や浄御原を造営するときの木材は明日香でそんなにたくさんとれなかったわけですので、琵琶湖の北から川を渡って、細い飛鳥川を遡ってきたような気がいたしますので、全国の明日香を支えた仕組み、お米もそう、お米を持って奈良の都へ現物を運んだようでございますので、それを支えたというのをもう少し発掘していきますと、明日香へ来ればその時代の国家の様子がわかるという、これは展示ということになりますけれども、もう少しコンテンツの整備をしたいと思います。これは地域で勝手に独善的にできるものじゃないので、社会資本という意味の、ハードじゃなしに、歴史の意味というのもこの委員会でもう少し取り上げてもらったらありがたいような気がしてまいりました。歴史の意味ですね。

観光のキャッチコピーで、「奈良は知れば知るほどおもしろい」というキャッチコピーがございますので、知らなくてもそこに行けば知ることができるというのがほんとうに地元として不足しておりますので、歴史の展示は、勝手に展示できないなど。国家の歴史だからという思いもありますので、そのあたりをチャレンジしていただくポイントにもしていただければと思います。

【委員長】 ありがとうございました。

では、事務局、お願いします。

【事務局】 今知事さんからも、あるいはほかの先生からもいろいろご意見ちょうだいいたしましたので、考え方を、いただいたご意見については内部でまたいろいろ議論をして次の会議に提案をさせていただきたいと思います。まず、先ほど知事さんからお話があった生活環境の整備等については、推進と書いているけれども、この表題はどうかというお話があったかと思いますが、この明日香法自体が明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法ということになっていまして、実は、おそらくですが、この考え方は、明日香については非常に現状凍結的な規制をして、非常に貴重な財産を後世に引き継いでいく、そのためには、厳しい規制を守って維持していく上で地域の住民の皆さんの支援といいますか、協力が必要不可欠だという多分考え方が根底にありまして、そのために必要な皆さん方の意見とか要望の集約を図った上で生活環境の整備も図らないと、現状凍結的な厳しい規制をかけて守っていくこと自体が非常に難しいんじゃないかということが多分背景にあって、今の法律の題名あるいは目的にもそのように記されているんじゃないかと思います。

それで、先ほどA委員からもお話がございましたが、おそらくこれまでずっと守ってきた現状凍結的な非常に厳しい規制によって生まれた価値というんでしょうか、保全の効果が現実問題として上がっていきまして、それで新しく生まれた価値が出てきているということだろうと思うんです。したがって、今の考え方からすれば、これまでの保全の価値によって、守ってきて生まれた価値も、それを次の保全に活用していく。ですから、保全のスパイラルというんでしょうか、今まで守ってきた成果で生まれた価値を次の保全のツールとしてうまく使っていくことができないものかと。そういう考え方をとることが先生方の今日のご意見を拝聴いたしまして思った次第です。

もう一つ、そういう意味からすると、規制の緩和について、I委員からも、一方的に不ざる規制を緩和するのはどうかということだったと思いますが、これも考え方の整理だとは思っておりますが、これまで生まれてきた価値をもっと保全に活用できるように仕組みを変えていくこととあわせて、規制についても、現状凍結的な規制を一方的に緩めるというのではなくて、規制を守っていただいて、貴重な財産を後世に引き継ぐために、今の規制のどの部分を一部見直しをして、ちゃんと本来の保全の効果を上げられるようにするために今の規制を一部どういうふうに考えたらいいのかという考え方を採用すべきではないかなと思いました。

したがって、保全を図る上で規制緩和をすることが単一的な概念だというのではなくて、保全のために必要な規制緩和を考えるとすれば、それはどの部分で、どういう規制の緩和を行えば實際上、G委員さんいらっしゃいますけれども、明日香村の現状に合って保全の実が上がっていくかと、そういう観点から規制の緩和の見直しについても勉強してみたいと。そういう必要があるなと感じた次第です。

いずれにしても、引き続き、今日いただきました先生方のご意見を踏まえてもう一度この論点のメモについては整理をし直しまして、次回にまたご議論いただければ大変ありがたいと思います。

ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

それで、資料5をごらんいただきたいのですが、今回の明日香村小委員会を設置するに当たりまして、国として今後の施策展開、また、法律上の新しい整備計画の改定等いろいろなことがございまして、次回のときまでに少し時間をとってこの間に内部的にも検討したいと。それから、場合によっては委員の方々に途中でまたこの論点整理をさらに直したものについてご意見を伺うと。郵便等、またメール等含めまして、ということがおそらくあるのかなと思います。そこで、少し時間をとりたいというご意向がありまして、4月ごろに再度、第3回小委員会として開催したい。

それからもう一つ、これは私の立場でまた一つのお願いですが、一たん5月で明日香村小委員会を閉めるという前提で進めているわけですが、私は一度ぜひ議論してほしいことが藤原京の問題です。今回、国営公園が飛鳥と平城京ということになりました。当然ながら、未来永劫にわたって藤原京が国家政策として投資しない場所であるということとはまず考えられないわけでありまして。ですから、それが近い将来そうなるかどうかということではなくて、少し、やや中期的な視点で見ながら、古代史の、つまり世界各国の民族の中で10世紀より前に文書による歴史が確認されて、なおかつそれが現実に史跡として残っていて、なおかつ自国民の現在の領土として確保しているという国は極めて少ないです。世界各国の紛争の中で、かつての自分たちの聖地が自国の今の領土にないという国がかなりあるわけで、それが民族紛争の一つの理由にもなっているわけですが、そういう点は日本は大変珍しい存在であると思いますので、大変重要な場所であります。

ですから、平城京1300周年の記念事業も行われる中で飛鳥を考えていくと、その中間の地域、なぜかといいますと、1つは観光面からいっても、純粹に古代史のファンの方

が、当然ながら飛鳥と藤原京から平城京という流れの中でこういう道があって、古墳群があって、例の中ツ道とか上ツ道、いろいろございますね。そういうところが感じられると思います。また、いわゆるに近世的な町並みに興味のある方は、橿原市の今井町に日本の中でも有数の寺内町が残っていて、そこと飛鳥の地域というのは同じような伝統的町並みだと思います。それからまた、神社とか、こういう日本の古代からの宗教的な雰囲気の中での厳かさを関心ある方は橿原神宮と飛鳥とか、いろいろな観点があると思いますので、それが日本人のある意味での多様性の中で、結果としてそれがアジア含めて世界各国の方にも見ていただくということになると思いますので。

橿原神宮については昭和10年代に一度国家投資で、今の橿原神宮の駅前整備、それから区画整理を行って、今非常にきれいな参道を整備したという経緯がありますが、今の時期にもう一回飛鳥の地域、もう少し広域的に見て規制の強弱もあるのかということもあると思いますので、明日香村の中だけで常に規制の強弱を考える必要性もないと思います。全体としてある程度広域だと思いますので。

また国営公園では現在、例えば現在、キトラとかを含めて石室のレプリカを見せて、そこにもとの壁画の写真があってさわれる、そのような展示施設もないわけですから、今後いろいろな多分古代史の展示の仕方もあると思いますので、国営公園の整備の中身について、このようなテーマは国の審議会歴史的風土部会で議論する必要はなく、国の行政がみずから決めることかもしれませんが、歴史的風土部会小委員会ではせっかくこういうメンバーが集まっていますので、また、中西館長からも、これはこの小委員会の役目ではないか、そういうことを実現するための道筋をつけるのが、国、行政と地方自治体、また地域の方々いろいろな本音で議論していくことが今後必要ではないかかというご意見もいただいておりますので、少しこの論点の整理にあわせて、この小委員会を今回、どの時期にどこまでやるのかと。また、今回の小委員会ですべてを議論する必要はないと思いますが、次の機会、また、次のまた歴史的風土部会でこういうことを議論すべきなのかということはずいぶん事務局内部で、また、文化庁等を含めていろいろご検討いただければなということ、これは小委員長からのお願いでございます。

そこで、予定時間にそろそろ入ってきておりますので、特にさらにとご発言がもしあればちょうだいしまして、もしなければ、一応こういう論点整理のもとに、また、今日のご発言をもとに2カ月間いろいろ中にご検討いただくということで、またできましたら一度適当なときに、途中の段階でも我々委員にお見せいただくというようなことで進行さ

せていただければと思うのですが、よろしゅうございますか。

どうぞ。はい、よろしくお願いいたします。

【E委員】 今までのご議論を踏まえまして、資料4の順番でございますね。先ほど来お話もありましたけれども、将来像についてというので、いきなり土地利用、生活環境という感じでいくのはいかがかと。例えば農林業についても、先ほどI委員からもありましたけれども、農林業と古いものが一体となっているのが明日香のよさというか、そこがアイデンティティーだと思うのです。最後のところの歴史・文化遺産のところでは、世界遺産の話ですとか国際的な価値の話とかが書かれているんですけども、どうも何か順番的に考えると、本日の議論を踏まえてその辺を少し組みかえていただけると、よりこれをもって今後明日香がもう少し復興できるよというリアリティーができてくるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ではどうぞ、お願いいたします。

【D委員】 短く申します。今、委員長の話がありましたように、藤原京の地域というのは、飛鳥時代には飛鳥地域と同じ歴史を歩んだ地域です。それを踏まえて藤原京もでき上がってくるので、広域で考えなければいけないという部分では大変重要な趣旨であったと思います。

それからもう一つは、飛鳥文化といいますと、先ほど来国際性が強調されていますけれども、実は日本の古代の歴史の継承面というのは大変重要なので、何かそこら辺のところあまり明確に位置づけられないといいますか、先ほどの歴史観にも関係してくると思いますが、これは遺跡の保存活用とか、あるいは展示とかという場面でも深くかかわってくると思いますので、むしろ日本文化といいますか、日本の歴史の基軸ということをもう少しきちっと位置づけたほうがいいのじゃないかと思いました。そんなことです。

【委員長】 さらにもう一言は。

【B委員】 一言だけお願いします。全体のビジョンとしてそれぞれの項目が挙がっていいと思うんですが、それぞれの項目がどうやって関連してくるのかということが1つ。それからもう一つの視点として、今ある価値をどうやって新たな価値というか追加的な、バリューアディッドと言うんですけども、付加価値をつけていくかという視点が必要かと思います。例えば農業と観光を組み合わせることによって新たな付加価値が生まれますよというような視点を持ってまとめていただけると非常にいい。

遊歩道にしても、単なる整備じゃなくて、例えば桜を植えましょうと。桜を植えるだけ

じゃなくて、桜の植樹を公募して、全国から人を集め、その公募に対してそれぞれオーナーになってもらって植える。活動相互がどんどんつながっていくと、流れが1つでてくるんじゃないかと思います。そういう意味の付加価値をつけるという視点でまとめていただけるといいかなと思います。それとあと、それをコーディネートする体制をどうやっていくかというのがまた1つ重要なポイントになるかと思います。

以上です。

【委員長】 さらにもう一言という方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

ではちょうどほぼ時間ですので、もし何か事務局の幹部の方から一言あるようでしたら、よろしいですか。先ほどの局長の総括のご発言がありましたので。

じゃ、最後に、議事としては終わりますが、事務的なことで何か事務局から一言よろしくをお願いします。

【事務局】 今後の小委員会でございますが、資料5にありますように、次回、第3回の小委員会開催につきましては4月を予定しております。後日事務局から委員の皆様にご都合を照会してご予定をお伺いした上で、委員長とご相談した上で開催日を決めることといたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員長】 本日はどうもありがとうございました。これですべて議事終了になります。

了